2025年4月～2026年3月

DKC 年金友の会

ふれ愛くらぶ

入会金・会費 無料

第一勧信で年金をお受け取りのお客さまへ

優遇金利のご案内

年金ミリオン定期

スーパー定期
1年もの金利

お1人さま100万円まで

●ご預金の種類：スーパー定期1年もの
●お預け入れ期間：1年

年0.500%
（税引後0.398%）

さらに組合員にご加入されると…

＋

年金ミリオン・プラス定期

スーパー定期
1年もの金利

お1人さま100万円まで

●ご預金の種類：スーパー定期1年もの
●お預け入れ期間：1年

年0.395%
（税引後0.314%）

ゴールド・プラン定期

お1人さま
2,000万円
まで

大口定期
1年もの金利

年0.295%
（税引後0.235%）

スーパー定期
1年もの金利

年0.295%
（税引後0.235%）

●ご預金の種類：1,000万円以上2,000万円までは大口定期1年もの、1,000万円未満はスーパー定期1年もの　●お預け入れ期間：1年

優遇金利のお取扱い期間：
2025年4月1日(火)～
2026年3月31日（火）

●優遇金利は満期日まで適用されます。満期日以降の利率については、優遇金利が変更または廃止される場合があります。●これらの預金は預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。●金融情勢や経済環境等によっては、お取扱いを中止させていただく場合がございます。●2013年1月1日から2037年12月31日までに受け取られる預金利息等には、復興特別所得税0.315%が追加課税されます。●税引後の金利表示につきましては、小数点第4位以下を切り捨てて表記しております。●商品の内容について、詳しくは店頭の「商品説明書」をご覧ください。その他ご不明な点は、窓口・営業担当者へお問い合わせください。

DKC 第一勧業信用組合

2025年4月1日現在
No.6566

商 品 説 明 書

（2025年4月1日現在）

商　品　名	『年金ミリオン』 （スーパー定期預金〔単利型〕）	『年金ミリオン・プラス』 （スーパー定期預金〔単利型〕）	『ゴールド・プラン定期』 （スーパー定期・大口定期預金〔単利型〕）
ご利用いただける方	・当組合で年金をお受け取りの方 （または新たに年金振込指定をされる方） ・年金を主とする新たな資金に限ります。	・当組合で年金をお受け取りの方 （または新たに年金振込指定をされる方）で当組合の組合員の方に限定した上乗せ商品です。 ・年金を主とする新たな資金に限ります。	・当組合で年金をお受け取りの方（または新たに年金振込指定をされる方） ・年金を主とする新たな資金に限ります。
お預け入れ期間	・1年		
お預け入れ要領 1. お預け入れ方法 2. お預け入れ金額 3. お預け入れ単位	・一括お預け入れ ・1円以上100万円まで ・1円単位		・一括お預け入れ ・1円以上2,000万円まで ・1円単位
お利息 1. 適用金利	・固定金利（お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示の利率に＋0.275％を加えた利率を満期まで適用します） ・優遇金利（スーパー定期1年ものの店頭表示金利に0.275％をプラスした金利）は満期日まで適用されます。自動継続扱いの利率につきましては、取扱期間後の満期日以降は優遇金利が変更または廃止される場合がございます。	・固定金利（お預入時のスーパー定期1年ものの店頭表示の利率に＋0.170％を加えた利率を満期まで適用します） ・優遇金利（スーパー定期1年ものの店頭表示金利に0.170％をプラスした金利）は満期日まで適用されます。自動継続扱いの利率につきましては、取扱期間後の満期日以降は優遇金利が変更または廃止される場合がございます。	・固定金利（お預入時のスーパー定期または大口定期1年ものの店頭表示の利率に＋0.070％を加えた利率を満期まで適用します） ・優遇金利（お預入時のスーパー定期または大口定期1年ものの店頭表示金利に0.070％をプラスした金利）は満期日まで適用されます。自動継続扱いの利率につきましては、取扱期間後の満期日以降は優遇金利が変更または廃止される場合がございます。
2. お利息の支払方法 3. 計算方法 4. 税　金	・満期日以降に一括してお支払いいたします。 ・付利単位を1円とした1年365日とする日割計算を基に、利息を計算します。 ・お利息には20.315％（国税15.315％（復興特別所得税0.315％）地方税5％）の税金がかかります。 ※ただし、マル優をご利用の場合を除きます。		
預金保険の適用	・預金保険の対象であり、同保険の範囲内で保護されます。		
中途解約時のお取扱い	・満期日前に解約する場合は、預入期間に応じた次の中途解約利率により計算したお利息とともにお支払いいたします。 ◇預入期間6ヵ月未満……解約日現在の普通預金利率 ◇預入期間6ヵ月以上1年未満……約定利率×50％		
金利情報の入手方法	・店頭備え付けの金利ボードをご覧いただくか、または窓口にお問い合わせください。		
苦情処理措置 ・紛争解決措置	・苦情処理措置 当組合では、お客さまに一層のご満足をいただけるよう、お取引に係る苦情等（※）を受付けておりますので、お取引のある営業店または下記の窓口にお気軽にお申し出ください。（※）苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するものおよびこれらに準ずるものをいいます。 【窓口：第一勧業信用組合　コンプライアンス・お客さま保護部　お客さまサービスセンター】 ●住所　：新宿区四谷2-13 ●電話番号　：03-3358-9447 ●フリーダイヤル　：0120-009-447 ●受付日　：月曜日～金曜日（土・日曜日、祝日および金融機関の休日は除く） ●受付時間　：午前9時～午後5時 なお、苦情等については、当組合のホームページをご覧ください。 ●ホームページアドレス　https://www.daiichikanshin.com/guideline/ 【窓口：一般社団法人　東京都信用組合協会　東京地区しんくみ苦情等相談所】 ●住所　：中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内） ●電話番号　：03-3567-6211 ●受付日　：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） ●受付時間　：午前9時～午後5時 【窓口：一般社団法人　全国信用組合中央協会　しんくみ相談所】 ●住所　：中央区京橋1-9-5（全国信用組合会館内） ●電話番号　：03-3567-2456 ●受付日　：月曜日～金曜日（祝日および信用組合の休業日は除く） ●受付時間　：午前9時～午後5時 登録金融機関業務に関する苦情は、当組合が加入する日本証券業協会から苦情の解決業務等の委託を受けた「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称 FINMAC フィンマック）」（電話：0120-64-5005）でも受付けています。 ・紛争解決措置 ●東京弁護士会　紛争解決センター（電話：03-3581-0031） ●第一東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3595-8588） ●第二東京弁護士会　仲裁センター（電話：03-3581-2249） で紛争の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記第一勧業信用組合コンプライアンス・お客さま保護部お客さまサービスセンターまたは東京地区しんくみ苦情等相談所、しんくみ相談所の窓口までお申し出ください。また、お客さまから各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、前期弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。仲裁センター等では、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ①移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。 ②現地調停：東京の弁護士会の斡旋人と東京以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。 ※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。具体的内容は仲裁センター等にご照会ください。 登録金融機関業務に関する紛争は、当組合が加入する日本証券業協会から紛争の解決のあっせん等の委託を受けた上記「特定非営利活動法人証券・金融商品あっせん相談センター（略称 FINMAC フィンマック）」でも受付けています。		
その他参考となる事項	・満期時または解約時に当組合に年金振り込み指定がない等、預入当初の条件を満たしていない場合は、預入当初の店頭表示金利を適用させていただきます。 ・自動継続扱いのみの取扱いとなります。		

DKC 第一勧業信用組合